

# 令和8年2月犬山市議会定例議会会議録

第5号 3月9日(月曜日)

\*\*\*\*\*

◎議事日程 第5号 令和8年3月9日午前10時開議

第1 一般質問

\*\*\*\*\*

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

\*\*\*\*\*

◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

\*\*\*\*\*

◎欠席議員(なし)

\*\*\*\*\*

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主 査	石黒 絵美君		

\*\*\*\*\*

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	舟橋正人君	健康福祉部長	前田 敦君
子ども・子育て監	兼松光春君	都市整備部長	武内雅洋君
都市整備部次長	野本敬弘君	経済環境部長	小池信和君
教育部長	中村達司君	消 防 長	大澤 満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	藤村崇司君
地域協働課長	中村 亘君	多様性社会推進課長	小笠原健一君
防災交通課長	吉野 勲君	子育て支援課長	高橋正直君

子育て支援課主幹	中村美和君	整備課長	高橋秀成君
土木管理課長	吉田昌義君	環境課長	疇地利哉君
産業課長	山崎直人君	学校教育課長	西村岳之君
学校教育課主幹	鈴木早智君	スポーツ交流課長	坂野隆幸君
消防次長兼消防署長	安藤和重君	消防総務課長	村山弘泰君

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

1番 丸山幸治議員。

◎1番（丸山幸治君） 皆さんおはようございます。1番の丸山幸治です。通告に従いまして、4件の質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1件目、市役所の窓口受付時間の短縮についてでございます。

まず、市役所窓口の受付時間の短縮について、近年、全国の自治体において、市役所窓口の受付時間を見直す動きが広がっております。その流れとしましては、やはり職員の働き方改革や業務の効率化、また、行政手続のデジタル化などの流れが時代の流れとして背景にあると思われまます。

滋賀県の彦根市、埼玉県の狭山市、栃木県の足利市など、全国的に窓口受付時間の短縮が令和6年あたりから見られ始め、全国に広まっております。おおむね内部業務や業務改善を充実させる取組が目的であるとうたわれております。

愛知県内においても、我が犬山市のほか、近くは江南市や小牧市、岩倉市、半田市、西尾市、知多市、あま市、東海市など、私が調べた範囲でも20以上の市町村が既に短縮を決めており、今後も増えていく見通しと考えられます。

これは時代の流れだと思っておりますが、まず、私の個人的な意見としましては、この短縮には賛成です。

実は私も以前から思っていたことがありました。朝8時半に出勤します。窓口の受付時間も8時半だとしますと、既に市民の方が見える場合があるということです。民間では、一般的にはそういうケースはあまりなく、朝の開始時と夕方の終了時には、企業ではシャッターの内側でミーティングや連絡事項の伝達、開業の準備や片づけという時間を有することが多いと思っております。

窓口に市民の方が見える前で、やはり情報管理もありますので、言えない、言うべきでない情報というものもあると思っておりますし、窓口対応している職員の方だけミーティングに参加できない、重要な情報の伝達が漏れるというようなことは、やはり避けるべきであると思いま

す。

窓口を開ける前、閉めた後に、やはり一定の情報共有や事務処理などの時間があるべきだと考えます。それでない、と、終業時間に退庁できないとも思います。

しかしながら、一方で、市役所の窓口は、市民にとって最も身近で重要な行政サービスを受ける場でもありますので、その受付時間の短縮は、市民生活に一定の影響を与えている可能性もあります。

長い間、朝8時半から夕方5時15分までの窓口受付時間だったので、まだ知らないという方が5時ぐらいに来て、職員の皆さんはいるけども受け付けてもらえない。また出直さなければならぬなどと不便を感じるようなこともあるのかもしれませんが、短縮した分、混んでいる時間がますます混むようになっていたりするのかもしれませんが。

スマホやマイナンバーカードを用いたデジタル化、コンビニでの証明取得についても、高齢の方の中にはガラケーをまだ使ってる方もいますし、スマホを持っていても、デジタル手続には不慣れという方もいらっしゃいます。

職員の働き方改革や、複雑化する公務の効率化などの視点もちろん重要ですが、こういった市民への行政サービスを維持していくことも大事という視点も重要です。これらをバランスよく両立させていくという必要があるわけですが、もちろん当局の皆様は常々お考えであるということは承知しております。

そこで、犬山市の窓口受付時間の短縮について、4点の質問をさせていただきます。

要旨の1点目です。今回の窓口受付時間短縮の目的についてです。

働き方改革や業務効率化など様々あると思いますが、犬山市としまして、今回の窓口時間の見直しを行った目的について、市民の皆様に分かりやすく、以前、全員協議会で説明いただきましたが、改めて、あえて説明をしていただければと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） おはようございます。ご質問にお答えします。

市役所の窓口時間短縮は、昨年12月から開始しましたが、8月の全員協議会でも事前に説明しましたとおり、本市における目的は3つです。

1つ目は、行政サービスの向上です。

窓口と電話の受付時間を短縮した分の勤務時間を活用し、職員間の情報共有を行ったり、業務改善、政策立案などに充てたりすることにより、行政サービスのさらなる向上を目指すものです。

2つ目は、行かなくてよい市役所の推進です。

市民が来庁しなくても、スマートフォンやパソコンから行政手続きができるよう、窓口業務をはじめ、行政サービスにデジタル技術を活用したDXを推進し、市民の利便性の向上を図るものです。

3つ目は、職員のワークライフバランスの充実です。

窓口業務にかかる準備、片づけなどを勤務時間内に行うことにより、少しでも時間外勤務

の解消につなげ、職員のワークライフバランスの充実を図るものです。

以上の3点が、市役所の窓口時間を短縮した目的です。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。行政サービスの向上、行かなくてもよい市役所、ワークライフバランスと、非常に分かりやすい説明をいただきました。

要旨の2点目です。残業時間の削減効果についてです。

総務省のホームページを見ていましたら、滋賀県彦根市の窓口時間短縮の取組について前年同期比で3.1%ほどの残業が削減できたというデータがありました。やはり窓口時間が短縮することによって、職員の皆様の残業が減ることが望ましいと思うわけですが、犬山市においては、窓口の受付時間短縮により、職員の時間外勤務にどの程度削減が見込まれるのか、具体的な成果や見通しなどがあればお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市役所の窓口時間短縮を開始して3か月あまりでデータが少ないため、詳細な分析はできていませんが、12月と1月の時間外勤務の実績を申し上げますと、12月は2,440時間で前年同月と比較して180時間減少、1月は3,123時間で前年同月と比較して397時間増加しています。

1月については、衆議院議員総選挙の執行により時間外勤務が増加しており参考になりませんが、12月の時間外勤務の減少については、窓口時間短縮の効果はあったと考えています。

今後の時間外勤務の見通しにつきましては、窓口時間短縮前と比較して一定程度の削減は見込めますが、窓口時間短縮が及ぼす影響は窓口業務の有無など課によって大きく異なること、窓口時間短縮により来庁者数が減少するわけではないことから、短縮した時間がそのまま時間外勤務の削減につながるとは考えていません。

いずれにしても、市役所の窓口時間短縮の目的は、先ほど申し上げたとおりで、時間外勤務の削減は、あくまでも職員のワークライフバランス充実実現に向けた副次的成果と捉えています。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。既に最初の月から大きな効果があったということが分かりました。今後に期待したいと思います。

要旨3点目です。平日に来庁が難しい市民への対応についてです。

先日、私の息子の就職の関係で、コード入りの住民票が必要だということで、コンビニで取ろうとしたんですが、やっぱり住民票コードが入ってるものというのはコンビニでは取れないということでした。

このように、どうしても窓口でしかできない手続というもの、やはり依然として存在するわけで、全てがデジタル化で代用できることではないということ、デジタル環境にない方がいることなどを考えますと、やはり窓口を利用する市民の利便性というものは、引き続き重

視され続けるべきだと考えております。

今回、窓口時間の短縮の流れを考えますと、現在実施されている火曜日の夜間窓口及び日曜窓口についても縮小方向に流れていくのではないかと心配する方がいるのかもしれませんが。

そこで確認ですが、火曜日の夜間窓口及び日曜窓口について、今後も継続されていくのか、市の方針をお伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

現在、火曜延長窓口については、市民課、保険年金課、障害者支援課、子育て支援課において、第1、第3火曜日の午後4時から午後7時まで、日曜窓口については、市民課で第2、第4日曜日の午前9時から正午まで実施しています。

最も利用者数が多い市民課の例で申し上げますと、火曜窓口延長では、住民票や印鑑登録証明書の交付等のようなコンビニ交付により代替できる業務だけではなく、印鑑登録や市内転入のように窓口でないと手続ができない業務も行っており、3時間で約50件から70件の対応をしています。

日曜窓口は、平日にお勤めの方の利用が多いため、3時間で約100件の対応をしています。

窓口業務短縮を開始した12月以降の火曜延長窓口や日曜窓口の状況を確認したところ、利用件数が減少しているわけではなく、いずれもニーズがあるため、現時点においてやめることは考えていません。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。大変安心いたしました。夜間ですとか日曜、そこにしか来れないという方のため、ぜひ今後も存続していただきたいと思います。

市民サービスと職員の働き方改革、非常に相反するようなものにも見えますが、両立していくことは、先ほどの答弁でもあるように、可能であるというふうに考えますので、市民が不便を感じることはないよう、引き続き丁寧な運用をお願い申し上げます。

要旨の4つ目に移ります。市民への影響についてです。

12月から犬山市も窓口時間を短縮しているわけですが、実施に関して実際に困ったことがあったなどの市民から苦情や意見などが寄せられていないのか、また何か市民の方々に支障が生じていないかについてお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

窓口時間短縮を始めるに当たり、市広報、ホームページ、公式LINEなどにより事前周知に努めてきましたが、来庁者の方が戸惑うことがないように、開始した12月の1か月間、1階ロビーに職員を配置し、窓口時間短縮に関する説明を行いました。

来庁者への説明の際には、これをよい機会と捉え、火曜窓口延長や日曜窓口、住民票等の

コンビニ交付などの代替措置のPRなども行い、ご理解いただくよう努めたところです。

窓口時間短縮を開始してしばらくの間は、このことをご存じない方からご意見をいただくこともありました。大きなトラブルが発生したことはありませんでした。

また、今回の窓口時間短縮に合わせて、各課直通の外線電話の通話可能時間についても午前9時から午後4時までに変更しましたが、内容によって代表電話から担当課につなぎ、市民の方が困ることがないように対応していますので、こちらもトラブルとなったようなケースはございません。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。十分な配慮していただいているということと、しっかり理解を得られているということを理解いたしました。

2件目の資源ごみの持ち去り対策についてに移らせていただきます。

次に、資源ごみの持ち去り対策について、特にアルミ缶などの資源ごみというものは、一般的に換金価値が高く、また、誰からでも買い取ってくれる、買い取られやすい、そういうものでもありますので、全国の自治体で持ち去り行為が問題となっております。

例えば、名古屋市でもアルミ缶の持ち去りが問題となり、条例による規制やパトロールの強化などの対策が検討されました。私の調べたところ、相場は日々変動しますが、アルミ缶は1キロ当たり200円から250円くらいで売れるということです。

350ミリの空き缶1缶が大体14グラムくらいで、1キロは大体70缶程度ですので、24缶入りのダンボール入りのビールを想像していただくと、3箱くらいの量で、大体犬山市の指定ごみ袋の小サイズから中サイズくらいの袋1袋くらいで300円くらいになるというイメージです。きれいに分別されて置いてある資源ごみの集積場を、悪意のある方が回収して回って、仮に軽トラいっぱい積み込んだとすると、1時間、2時間で何万円というもうけが出るという計算になります。

昨年、年末頃、資源ごみの持ち去りについて、名古屋市の年間の被害は、アルミ缶だけで300トンに及び、名古屋市は年間5,000万円の被害を受けているというニュースをやっていたのを見た方もいらっしゃると思います。これらは、本来は行政側の歳入になるべきものであるため、財政への打撃としても見過ごせないものがあると報じられていました。

資源ごみはその名のとおり、市民が分別して出した地域の資源であり、本来は地域の利益として活用されるべきであると思います。

そこで、お伺いします。要旨1点目です。資源ごみの持ち去りに対して、犬山市では現在どのような取組を行っているのか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

犬山市では、平成25年に「犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、原則として集積場から資源物等を持ち去ることを禁止しており、違反した者に対しては行為の禁止を命ずること、さらに、20万円以下の罰金に処すことが規定されております。

資源物の持ち去りを防ぐため、持ち去り禁止の看板を作成しており、希望される町内には配布をしております。

また、職員によるパトロールを実施しております。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。1回数万円の利益のために20万円以下の罰金ということですので、非常に効果的な罰則だと感じました。

再質問させてください。

その犬山市における禁止命令、罰金等を課した事例があったのか。また、持ち去りの現場を目撃した市民の方から情報提供があったのかどうかについてお示し願います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

直近の令和6年度における禁止命令、罰金の件数はいずれもゼロ件でございます。また、電話やメール等で寄せられる市民の方からの情報提供は13件ございました。

なお、禁止命令、罰金については、資源物を持ち去る現場を押さえ、職員による注意・指導するケースには至らず、禁止命令書の発行、警察への告発には至っていないという状況でございます。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。ないに越したことはございません。ぜひ抑止していただきたいと思えます。

要旨の2点目です。資源ごみを持っていくという方々は、町内の方ではないという可能性が高いと思えます。基本的には不審に見える場合があると思えます。正義感の強い地元の方が勇気を持って情報提供をしてくださっていると思えます。市民から持ち去りの情報提供があった場合、その情報をどのように活用しているのかお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

市民の方からの情報提供は、日時、集積場の場所、行為者や車両の特徴などを記録しております。その情報を基に、資源物の持ち去りを抑止するため、パトロールコースを変更するなど、効果的なパトロールコースの構築に役立てるとともに、警察に告発をするに至った場合は、目撃情報の記録として使うことも考えております。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。せっかくの勇気を持って情報提供していただいた情報ですので、ぜひ生かしていただければと思えます。

再質問です。

そのような正義感の強い市民の方々が持ち去り行為に遭遇した場合、正義感のあまり注意

をしたり、持ち去りをやめるように呼びかけるようなケースを想像しますと、その持ち去り犯によっては危険な場合も想像できます。目撃した市民の方が危険な目に遭わないよう、どのように対応すべきと市は考えているのか、また、どのような周知を行っているかについてお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

違反行為を目撃した際の市民の方の対応としましては、行為者が逆上し、トラブルとなるおそれがあることから、市民が直接、行為者に対して注意や抑止等はせずに、市への情報提供をお願いしているところでございます。

なお、このことは、市ホームページ、あと「ごみ分別なんでも百科」でお知らせしております。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。市民の皆さんの安全が第一ですので、今後ともよろしく願いいたします。

3件目の質問に移ります。消防団の分団運営交付金についてでございます。

消防団は地域防災の要であり、近年ますます全国的にもその重要性が改めて認識されている一方で、団員数の減少や団員の負担など、様々な課題も指摘されております。各分団の皆様は、ボランティア精神で本当に真面目にしっかり活動されていると思います。その活動をこれからも犬山市としましてぜひ継続的にサポートしていただきたいという思いから、お尋ねいたします。

要旨の1点目です。分団運営交付金という運営資金が各分団の活動に交付されておりますが、この仕組みと資金使途の基準についてご説明願います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

まず、分団運営交付金の仕組みについてご説明いたします。

分団運営交付金は、犬山市消防団の分団活動の充実強化を図ることを目的に、分団の運営等に要する経費に対して、一般会計予算の消防団活動事業費から各分団へ支給されているものであります。

消防団の活動や運営に関わる主な経費につきましては、基本的には消防団活動事業費から支出をするものであります。各分団の個別の需要に即するため、交付金を支給しております。

次に、分団運営交付金の使途についてご説明いたします。

交付金の対象となる経費につきましては、「犬山市消防団分団運営交付金支給要綱」に規定されておりますが、具体的に申し上げますと、分団の車庫、車両や資機材の維持管理費、

活動に必要な消耗品費、団員の福利厚生費など、分団の運営等に必要な経費が対象となります。

最後に、予算についてですが、令和7年度における消防団活動事業費は、消防団の活動に必要なホースや防火衣等の消耗品費、消防団アプリの使用料や備品を整備するための費用1,379万1,000円を計上しており、この事業費の中に分団運営交付金として150万円が含まれております。

また、そのほか消防団の関連事業予算として、消防団員報酬事業費、消防団員公務災害事業費、消防団施設管理事業費、そして消防団車両管理事業費として、総額2,695万1,000円を計上しております。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。再質問させてください。

分団の運営、活動、車庫などの備品など、活動に必要な費用というのは、基本的には公金ですので、予算に対して交付ということだと思いますが、予算を立てていたときには予想できなかったような急な支出、また予算を超えてしまうようなケース、限度額を超えたような、そういう想像できなかったような支出があった場合、そういった場合の対応について、どのように対応されているかお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） 再質問にお答えします。

分団運営交付金が不足した場合の対応につきましては、まず、当初予算として計上された消防団活動事業費の中から、活動の安全性、効率性及び優先順位を総合的に検討し、機材等の購入整備の可否を判断いたします。

その結果、予算が不足すると見込まれる場合は、補正予算での対応となります。また、緊急性や必要性が低いと判断されるものについては、次年度以降の対応となります。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） きちんに対応していただいてありがとうございます。

要旨2点目です。私は、第4分団員としてお世話になっておりますが、団員の皆様は非常に真面目な方が多く、また消防団員は公務員の仲間であるという認識や誇りを強く持っている方も多くいらっしゃいます。それゆえ、飲食については公金を使うべきではないという、非常に強いモラルを持っている方が非常に多いと感じております。ですから、たとえ火事の現場や真夏の訓練など、そういったときにおいても、お茶や水の飲料については、分団運営交付金で対応すべきではないと考えている方が非常に多くいらっしゃいます。もちろん、飲食物を公金で買うべきでないという大原則は、一般的には非常に当然のことで、実際の消防活動に私は参加してきました経験ですが、実際の現場においては、長時間暑い中に行ったり、動き回ったりすると汗もかきますし、訓練ですとか操法大会の練習などについても、常に汗を非常にかいて喉が渇く状況が多いと感じております。

また、水筒などを持参ということが原則できればいいんですが、招集があれば、着のみ着

のままで駆けつけるという中で、なかなかそういった余裕もありません。熱中症対策として水分補給が不可欠というようなことは、むしろ本職の消防官の皆様は非常によくご承知だと思います。

確認でございます。そういう対応をされているのは実は知っているんですが、こうした飲物など水分補給、こういったものが、分団運営交付金の対象として含まれているのかどうか、確認させていただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

消防団員の安全確保は極めて重要であるため、消防団活動における熱中症対策としての飲料水の購入については、従来から分団運営交付金による公費での支出を認めております。

特に、夏場においては、災害時の対応だけではなく、訓練においても熱中症のリスクが高まるため、水分補給は極めて重要であると認識しております。

引き続き、団員の安全確保を図り、分団運営交付金の使途について周知徹底を図るとともに、適切な執行管理に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。対応を実はいただいているということでございます。

しかし、団員の皆さんの中には、特に長くやってみえる方、そういう方の中には、やっぱり飲物は駄目だろうという印象を強く持っている方がいらっしゃいますので、また熱中症対策というので、7月、8月じゃなきゃ駄目と思っている方も実際にいらっしゃいます。しかし、季節を問わず、火事場で動き回ると暑いですし、冬場は温かいお茶などがあると非常にいいと思いますので、ぜひ訓練や行事、操法の練習、夏以外の火事場などでも、より幅広く水分補給を交付金で活用、対応できるよう、理解を進めていただけるよう周知いただけたら幸いです。

それでは、最後の4件目に移りたいと思います。児童生徒への挨拶指導についてです。

コロナの関係で、なかなか人と接しない時期というものを、今、子どもたちが経験したというのもあるのでしょうか、昔に比べてやはり挨拶というものが元気がないように感じております。

挨拶は社会生活の基本であり、人と人とのコミュニケーションの第一歩であると私は考えております。YouTubeの動画を見ておまして、あの元メジャーリーガーのイチロー選手が、ある若者から「挨拶はなぜするんですか。その意味は」というような趣旨を質問されたときに、人への敬意であり、他人を大切に重要なコミュニケーションだというような趣旨の返事をされておりました。挨拶は人と人との関係づくりの基本として、非常に重要であるということを感じました。

なぜ人は挨拶をするのか。挨拶とは何のためにするのか。ととてもとても深い、意外にこれまで深くしっかり私なんかは考えたことがないようなテーマでございます。子どもたちの中

には、先生から挨拶をしろと言われたからする、そういう子も多いのではないかと思います。ややもすると、親が知らない人と話すなどという内容を教える場合に、挨拶もしなくていいんだと思う子もいるのかもしれない。

しかし、地域社会において、たとえ名前を知らない人であっても、子どもたちを温かく見守られている地域の方々や、近隣の住民の方々と挨拶を交わすということは、地域のつながりや見守りについて非常に重要なことがあると思います。

そこでお尋ねいたします。

要旨の1点目です。挨拶について、市としてどのように考えているのか、また、学校現場でどのような指導や取組をされているのか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

挨拶は人間関係づくりの基本として、学校教育の中でも重要視されており、人間関係の形成や社会性の育成を目的として学習指導要領に位置づけられています。

そのため、市内の全ての学校で、子どもたちの挨拶に関する啓発は様々な形で進められており、主に児童会や生徒会が中心となって活動しています。

特に、小学校においては関心を高め、定着につながるよう、挨拶運動の達成度によって掲示板にシールを貼るなど、工夫をしながら、挨拶の励行を実施しているところです。

また、今年度、中学校では挨拶をすることについて、全校討論会を行った学校があります。討論会の中では、相手の目を見て挨拶をすること、相手より先に挨拶をすること、挨拶は相手に届くことが大事だという意見が出るなど、「挨拶」について主体的に考える機会となりました。

教職員からも挨拶の大切さは常に伝えており、教職員が率先して挨拶を行う姿勢を見せることにより、日常の中で自然と挨拶ができる環境づくりを進めています。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。討論会、非常に素晴らしいと思います。

要旨の2点目です。地域の見守りの方々や近隣の住民の方々への挨拶について、する子としない子というのがはっきり分かれるような気がしておりますが、この点についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

地域の方々への挨拶は、子どもたちが社会の一員として成長する上で大切なものであり、挨拶というコミュニケーションを通して、地域の一員であるという自覚を養うとともに、地域との信頼構築につながるものだと考えます。

学校では、スクールガードをはじめ、通学時に会える地域の方々や校内で会う保護者の

方々には気持ちのよい挨拶をするよう指導を行っています。

挨拶によって地域の方との距離が縮まることで、子どもが困っているときに助けを呼んだり、声をかけやすくなるなど、防犯の面でも効果が期待されます。

引き続き、挨拶というコミュニケーションを通して、子どもたちが地域の一員として成長するとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりを進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。

最後に、再質問をさせていただきたいと思います。

私はこの市役所に出入りさせていただく中で、最もすがすがしい、最も気持ちのよい挨拶をしてくださる方がいらっしゃいます。私に対してもどんな状況でも、いつでも気持ちよく挨拶をしてくださいました滝教育長に、あの気持ちのよい挨拶というものについて、お考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） お褒めをいただいてちょっところばゆい感じがしますがけれども、丸山議員からご指名をいただいて、再質問になると思いますけれども、挨拶についての私の考え方をちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まずは丸山議員はじめ市議会議員の多くの皆さんが、毎日のように通学路に立っていて、子どもたちの安全な登下校と、そして挨拶のご指導をいただいておりますことに対して、深く敬意を表するとともに厚く感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

こちらから挨拶をしても、挨拶が返ってこない。恐らく通学路に立っていて、そんな経験をされてみえるから、ひょっとしたらこんなご質問があったのかなと思いますけれども、私も学校現場におりました。子どもたちに声をかけると、ほとんどの子どもたちは挨拶を返してくれるんですが、中にはやっぱり挨拶を返してこない子がいるんですね。きっと昨日の夜、あるいは今日の朝、何かあったのかな、そんなことを思い、心配になることがあります。

全く関わりのない方に声をかけて、お返事が返ってこないという経験もありますよね。これ一番は赤い羽根の街頭募金なんです。あんなむなしいことはないですよ。おはようございますと言っても、横を向いて通っていかれる。赤い羽根を渡しても拒否をされる。あんなむなしいことはないわけでありましてけれども、挨拶をしたら、気持ちのよい挨拶が返ってくるというのが一番ですよ。

今から五、六年ほど前の話をちょっと聞いていただきたいと思います。私が出勤をして車を駐車場に止めて役所に入るまでの3分から5分ぐらいの間の出来事なんです。毎日のように女子高校生と思われる子と擦れ違うわけではなくて、並走する機会があります。私も直接知った子ではないんですけど、「おはよう、おはよう」声をかけました。ところが、その女子高校生は返事がないんですね。毎日のように会っているわけでありまして。私も毎日の

ように「おはよう、おはよう」と声をかけ続けました。1か月、2か月ぐらいたった頃でしょうか、やっと「おはよう」とかけた声に対して「おはようございます」という声が返ってきました。恐らくその子は言葉を返す1か月から2か月ぐらいの間、知らないおじさん、あの子にとってはおじいさんになるかもしれませんね、知らないおじさん、おじいさんから声をかけられて嫌だったら通学路を変えるか、あるいは時間帯を変更するかをしていたと思うんですけども、毎日毎日やっぱりその通学路を通ってきたんですね。恐らく私が「おはよう」と声をかけた、かけ続けた間、あの女子高生は何て思ったんだろうなということを想像してみたんです。ひょっとしたら言葉を返したくてもすぐに言葉が出ない。ひょっとしたら、小さな声で心の中でおはようございますとつぶやいてたかもしれません。でも、その数か月後にやっと「おはようございます」という声が返ってきたんですね。そのときはそれなりの感激を覚えました。

「挨拶は心をつなぐ見えぬ糸」これ標語があったら、ちょっと応募してみたいなと思うんですね。挨拶は心をつなぐ見えぬ糸、知らない者同士でも、一言挨拶を交わすだけでぐっと距離が近くなる。やはり挨拶は大事だなというふうに思います。

ところが、先ほど申し上げた女子高生のように、挨拶も返したくてもなかなか声が出せない子どももいます。ひょっとしたら、心の中でつぶやいている子もいると思いますし、中には小さな声で聞こえないけれども、ぶつぶつ返している子もいると思うんですね。

決して挨拶は強要するものではありませんし、学校だけで指導すべきものだというふうには考えていませんけれども、その子その子に合った対応をしていただいで、挨拶の仕方についても、その子に合った指導がしていただけるといいのかなというふうに思っています。

子どもたちは1日24時間のほぼ3分の1を学校で、ほぼ3分の1を家庭、そして残りの3分の1を地域で生活をしております。学校では引き続き、子どもたちの挨拶の指導は継続をしておりますけれども、子どもたちが地域や家庭へ帰った際には、それぞれ地域でも家庭でも、その子その子に合った挨拶のご指導がいただけるとありがたい、そんなことを思っているところであります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 心折れかけておりましたが、そこでやめてしまったら確かにその子が2か月後に返してくれるかもしれないという可能性を摘むことになるんだなと改めて思いましたので、無視されても無視されても、また声かけ続けていきたいと思っております。大変励みになりました。ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（大沢秀教君） 1番 丸山幸治議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

再 開  
午前11時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、清風会、鈴木伸太郎でございます。議長にお許しいただきました4件の一般質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

1件目です。犬山の農業について考えるということで、農業をやっている私としては、とても身近なテーマでございます。9月議会で農業に関して一般質問でかなり掘り下げた質問をさせていただきました。そのときの犬山市の農業の課題として、小規模な耕作者が多くて、畑がまた多いと。耕作条件に恵まれない、そういう農地が多いということ。それから、農業関連情報の我々中小規模の農家に対して、行政側からの情報がなかなか伝わりにくいという課題、それから獣害対策、イノシシとかの対策等々が課題になった一方で、新規就農の問合せ、それから実際に就農された方の実績というのが、犬山っていうのは割と近隣の市町に比べて多いよということ。それから、6次産業化やビジネスマッチングの可能性、それから観光産業との連携、それから、JAとの連携なんかも、新たな取組として犬山は頑張るとるよということが明らかになりました。

そういうことを受けて、私も農業者の一人として、実際に開催された、この地域計画ブラッシュアップ座談会という産業課主催の座談会に出席させていただきました。市内を数か所の地域に区分けして、それぞれの地域の耕作に頑張る農家さん、それから興味のある方が集まって、どういう課題があるかというのを語り合う座談会でしたが、いろんな意見を私も参加して聞くことができましたが、全部が全部、網羅的に把握できたわけではないので、その座談会でどんな課題が浮き彫りになったのか、また、その課題に対してどう対応していくのかというようなことをお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

地域計画は、農業経営基盤強化促進法の改正により策定が義務づけられ、農業者の高齢化や後継者不足が進む中、地域の農業関係者で話し合いを行い、地域農業をどのように維持するのか、また農業の担い手が、どの農地を耕作し、集積・集約化していくかなどを目標とした地図をつくることで、持続可能な農業を実現していくことを目的とした計画となります。

当市では、この地域計画を犬山、城東、今井、羽黒、楽田、池野の6つの地域に分けて令和7年3月に策定し、策定後も計画内容をブラッシュアップする必要があることから、令和8年1月の中下旬、先々月ですね、地域ごとに耕作者や関係者との座談会を開催しました。議員も参加していただき、ありがとうございました。

各地域の出席者からは、有害鳥獣対策や耕作放棄地対応、農業の担い手不足、農地の集積・集約に関する事など、従来からの農業課題に関する意見や要望が多く出されたほか、水田の区画が小さいことや耕作環境に関する事、農業用機械の価格高騰や農業経営改善への

支援に関する事、猛暑などの気候変動に伴う用水不足に関する事など、農業に関する多様な意見をいただきました。

これらの意見については、既に対策となる取組を実施しているものもあれば、地域での議論を深めていく必要のあるものなど、地域ごとの実情に合わせて整理・分析が必要であり、現時点で個々の意見について具体的な取組の考え方をお答えできる状況にはなっておりません。

今後、地域ごとの分析などを進める中で、農業協同組合や土地改良区などの農業関係団体とも情報共有や意見交換を図りながら、引き続き当市における持続可能な農業の施策展開に取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 今の答弁で、従来の課題のほかに、水田の区画が小さい課題、それから、機械の価格高騰、これ農薬とか種とかもすごい上がっていて、私もすごい困っちゃっているんですけども、そういう価格高騰、それから農業経営改善への支援、それから猛暑の対応等々の新たな課題が出てきたということでした。おおむね私があ座談会で聞いていたこととそんなに変わらないなという感触を得ました。

私の思いと多分産業課の思いというのはそんなに離れてないと思います。犬山の農業を私も現地で実践してやって感じていることが、それほど犬山の農業施策と変わらないんだということが分かりましたので、引き続き、対応のほうをしっかりとやっていただくよう要望いたします。

2件目です。南部地域の交差点問題を考えるということで、要旨1です。市道富岡荒井線の中で、特に南部のほうの楽田の上小針、それから羽黒の高見の交差点、それから、市道桃花台線と県道荒井大草線の交差点、それから、計画されている都市計画道路蟬屋長塚線と市道富岡荒井線との交差点の混雑対策について、経済性、効率性をどう考えているかということで、1つずつ、市道富岡荒井線については、開通前から、特に楽田の上小針の交差点の右折対策、渋滞するよという予測ができたんで、そちらのほうの右折帯の設置とかの渋滞対策を求めてまいりました。

それから、市道楽田桃花台線と県道荒井大草線、こちらのほう、この2月の初旬に暫定整備で、道を拡幅していただいて、便利にはなりましたが、引き続きその交差点のところは坂道であったり、カーブであったり、大型の車両も多くて通行量も多いということで、こちらのほうの安全性の確保も提案してまいりました。

提案はしてもなかなか、そちらのご事情もあると思いますんで、なかなか進展しないという状況でもどかしさを感じておって、今回また質問するんです。結局、これはどうなるのかということと、あと、計画されている都市計画道路蟬屋長塚線と市道富岡荒井線との新たにできる交差点、こちらのほうも恐らく高見の工業団地とか、小牧春日井のほうから41号線へ抜ける大型車両が、この交差点から都市計画道路蟬屋長塚線を通して41号線のほうへ抜けていくということが想定されますが、こちらのほうの3つの交差点について、どういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、議員からのご質問が3点ございますので、順番にお答えをさせていただきます。

まず、1点目ですが、令和4年度に全線開通した市道富岡荒井線の上小針交差点及び高見交差点では、朝夕の交通量の多い時間帯においては、信号待ちにより通過に時間を要していることは認識をしています。

この2か所の交差点に右折車線の設置を行うには、交差点全体の改良が必要となります。そのためには、現況道路幅員以上の用地買収や、大規模な工事が必要となるため、実施する予定はありません。

次に、2点目の市道楽田桃花台線と県道荒井大草線とのT字交差点は、道路管理者及び愛知県公安委員会との協議において、現地状況を確認した上で安全な交差点形状を決定し、整備をしています。

具体的には、市道楽田桃花台線の拡幅に伴い県道荒井大草線へ右左折する際に、ドライバーからの視認性を向上させるため、隅切りの形状の改修や、ガードレールから見通しのよくなるガードパイプへの取替えを行いました。

今後は、市道楽田桃花台線の交通量増加が予測されますが、安全に通過できるものと判断をしています。

最後に3点目ですが、現在計画している都市計画道路蟬屋長塚線と市道富岡荒井線との交差点については、昨年度からの愛知県公安委員会との協議の結果、将来的に小牧市側の整備が進み、国道155号線につながった場合の交通量を推定した上で、都市計画道路蟬屋長塚線側が一旦停止で、信号のないT字交差点としました。

なお、都市計画道路蟬屋長塚線の右折車線については、設置することで交差点内の車が増え、ドライバーの注意が散漫になることから、設置しない方針としています。

ただし、整備後、交通量が著しく増大するなど、将来的に右折車線が必要となった場合の用地については確保していく計画です。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 3つの交差点についてお伺いしましたが、1つ目の市道富岡荒井線の上小針と高見交差点は、右折帯は実施する予定はないという、ちょっと残念な答えで、私ずっとこれ何年も言ってきたんで、当局の皆さんもお分かりだと、分かってくださっているとは思いますが、でも、実施する予定はないということで、これで一旦答えが出ちゃったかなという気がしますが、やっぱり地元ではそういう声はもうずうっとこれから先もくすぶっていきと思いますんで、またいつか私のほうからアプローチすることがあると思います。そのときはまたしっかり対応をお願いします。

2点目の市道楽田桃花台線と県道荒井大草線のT字路、これも現状で一つ完了ということだと思いますが、できたすぐに私も行って、ああ、確かに見通しがよくなったなとは思いますが、これから車が増えていくとどうなるかというのは、またちょっと注意深く見ていきたいと思います。

それと、今はまだ冬場、春先なんですけど、夏になると、あの周辺の草がざあっと生えてきて、さあそのときに見通しがどうなのかというのは、ちょっとまたこれは夏になってみないと分からないので、またちょっとあまり危険だったら、またこちらのほうから提案させていただきますので、対応のほうをしっかりとやってください。

それから、3点目の計画している都市計画道路蟬屋長塚線と市道富岡荒井線との交差点、右折帯はつくらないということですが、ちょっと用地の確保とか、かすかな望みはあるかなというふうに捉えました。交通量とかもあると思いますが、私は素人なんで、通行量がどうだとか、視認性がどうだという、そういう専門的なことはちょっと分かりませんが、しっかりと専門的な視点で対応していただくよう求めます。

要旨2です。県道名古屋犬山線と県道善師野西北野線、市道高岡線交差点の安全対策を求めるといことで、これまた道路のことですが、県道名古屋犬山線、ご存じのように、旧41号線です。それと、県道善師野西北野線、旧木曾街道の楽田のJAからちょっと北へ行った辺りから、東北へずうっと斜めに入っていく道路があります。旧木曾街道です。それと、市道高岡線、これは工業団地の山の田公園からずうっと東へ来て、旧41号線を渡ったすぐ先の県道善師野西北野線にぶつかるところで止まっているところ、3つの道路が交差する地域が、道路の形状は三角形を描くような形になって、ここが特に朝、とっても危ない、夕方も危ないんですけど、信号もないし、とっても危ない。近くにドラッグストアなんかもできて、歩行者も増えて、これがまたとっても危ないということ、安全対策を求めるわけですが、たまたまこの3月末から近くの歩道橋の改修工事が始まる予定と伺いまして、歩道橋が改修工事になると、そこを通学して使っている児童が、生徒もですが、児童が通れなくなるということで、この今、申し上げた、この危ない三角形地帯の辺りを通学路として利用せざるを得ない状況になっていると伺っております。

その歩行者の中でも、特にその小学生の通学路がちょっと危ないなと感じて、さあ、どうい対応をするのかということをお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

県道名古屋犬山線と県道善師野西北野線が交わる交差点は比較的車両の交通量が多く、また、交差部分の東側に横断歩道がない状況です。

そこで、交通指導員の配置も検討しましたが、増員や限られた人員の配置場所を変更することは難しいとの結論に至りました。

楽田小学校とともに、より安全な通学路を再検討した結果、西北野の交差点を西から東に横断した後に、110メートルほど北上し、それから東に向かうことで、県道名古屋犬山線と県道善師野西北野線の交差する部分を避けることができるため、そのルートも一つの選択肢であると考え、現在調整を進めているところです。

今までの児童の通学路よりもさらに約300メートル通学路が延びることで、少し遠回りになりますが、スクールガードはじめ地域の皆様のご理解・ご協力もいただきながら、何より

も子どもたちの安全を考え、工事期間の通学路の選定を行い、4月以降の安全確保に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 残念ながら交通指導員の増員とか難しいということで、ちょっととっても心配ですが、ここで危険性を提起いたしましたので、いろんな立場の方の視点で、この安全性がどうなのか。小学生が危ないということは、ここを通るいろんな人が危ないはずなんで、そういう視点でどうなのかということで改善を求めています。

先ほど部長の答弁で、通学路が300メートル延びるとおっしゃられましたが、今使ってる歩道橋を使わずに、新たな今ご提案いただいた通学路になると、私の計算だと530メートルぐらい延びる計算になりますので、そうすると、小学生の足だと10分ぐらい延びるのかなと。そうすると、出発時間も10分早まるのかな。

あと今ご提案いただいた通学路だと、県道名古屋犬山線を挟んで、目の前に住んでいる住宅というか通学団がある。遠回りして、何百メートルか遠回りして、また県道の反対側に戻ってくるということで、朝は集団で登校してきますし、わんぱくな子はそんなにいないと思いますが、帰りですね、上級生なんか1人、2人で帰ってきて、誰も見とらんから渡っちゃおうぜみたいなことになるのが、何もない方がいいんですが、そこで何かあるととっても心配だとか、いろいろ大人ながらに心配をすることがありますので、しっかりチェックをしていただくように。私も楽田小学校のスクールガード会の一員として、安全を見守ってまいります。関係する皆様もよろしく願いいたします。

3件目です。愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会に連動した公認文化プログラムを考えるとということで、東京オリンピック・パラリンピックのときも、この一般質問で提案したんですが、大体オリンピックとか大きなスポーツの国際大会のときには、文化プログラムというのがありまして、これはオリンピック憲章に書いてあるんですが、スポーツだけじゃなくて、文化芸術も国際理解をして盛り上げましょうということです。

東京オリンピック・パラリンピックのときは提案したんですが、コロナとかもあって、なかなかうまくいかなかったかなという気がしておりますが、その前のロンドンは、いろんな芸術文化がぱっとそこで花開いて、英国全土で、今でもいろいろな芸術文化が盛んに、公園とかで取り上げられているというふうに関及しております。

アジア・アジアパラ大会なんですが、アジアからいろんな方が選手として、それから観光客として、いろんな目的で日本にいらっしゃるわけです。我々市民もそういう方々と接する機会も増えると思います。情報も増えると思います。この機会にいろんな取組、例えば学校給食とか、体育の授業とか、音楽、芸術、様々な取組で市民全体でアジアを知って、アジアと交流する機会をこの機会にさらに増やしたらどうかという提案です。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会については、愛知・名古屋を中心に、9月19日

から10月4日の期間にアジア競技大会、10月18日から24日の期間にアジアパラ競技大会の開催が予定されています。

公認文化プログラムの認証制度については、アジア競技大会を盛り上げるために、補助金や負担金を伴わず、自治体を含む多様な団体の文化芸術、歴史、自然、産業、スポーツ等の幅広い分野の取組に対して、大会組織委員会が公認文化プログラムの認証を行う制度です。

公認文化プログラムの認証については、競技会場がある名古屋市、豊田市、安城市、碧南市の4自治体で、70事業が認証されています。

一方で、競技会場がない愛知県内自治体では、長久手市、清須市、瀬戸市、大府市において、愛知県の主催事業1事業ほか、大学や民間団体等が主催する7事業に止まっているという状況です。

当市では、文化芸術、歴史、産業などの各部局と協議をしましたが、事業を展開するための人的体制や費用面などの課題があることから、現時点では実施予定はありません。

なお、公認文化プログラムの対象となるのは、行政だけでなく、大学や競技団体、非営利の民間団体などが令和8年12月31日までの期間に実施する事業も対象となりますので、今後、各種団体等に対しても、公認文化プログラム認証制度の周知と働きかけを引き続き行ってまいります。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 犬山市として文化プログラムには参画しないということでした。別に参画しなくても私は構わないと思いますが、そのポイントとしては、アジアと接する機会が、アジアのいろんな国、人と接する機会が増えるこのチャンスに、もっと多文化共生とか、そういうことを活発にするいいチャンスだから、何かやってほしいなというところがございます。

市内の大学も、アジアのほうからかなりの留学生が来ていますし、そういう留学生との交流とか、そこのスポーツ系の部活動と犬山の子どもたちとの交流とか、いろんなことが想定できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、そういう、だから幅広い活動をもっともっと深くやっていくべきだと思うんですが、これについて行政として何かお考えがあるのかどうか、お聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

具体例として先ほど議員よりご案内のありました学校給食について、令和7年度は、万国博覧会が大阪において開催されていたことにちなみ、食育の一環として、また国際理解のため、「大阪・関西万博こんだて」として、様々な外国の料理を取り入れた給食を8月を除く毎月1回、提供してきた実績があります。

来年度は愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会が開催される年でもあるため、特にアジアの料理を取り入れた給食の提供を、大会の会期である令和8年10月まで毎月1回提供していくことを予定しています。

教育の面でも国際交流、国際理解につながる機会は大切であると考えますので、今後とも機会を捉えて、取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 続いてお答えします。

アジア・アジアパラ競技大会開催年に実施する多文化共生に関する新たな取組につきましては、昨日、3月8日（日曜）に、羽黒中央公園多目的スポーツ広場において、多文化交流サッカーイベント「エンジョイサッカー」を開催しましたところ、アジア・アジアパラ競技大会の参加国でもあるベトナム、ネパール、タイ、フィリピン、中国をはじめとした様々な国籍の方々や日本人市民も含め約250名にご参加いただき、大変盛況でした。サッカーという世界共通のスポーツを通じて、国籍や言語の壁を越えた活発な交流が生まれたと認識しています。

この事業は、今回初めて実施したのですが、令和8年度も継続し、イベントの検証を進めながら、スポーツを通じた多文化交流事業を実施する予定です。

また、本市では、多くの部署が横断的に多文化共生の視点を持って様々な取組を実施しているところで、継続的な事業としていきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 学校給食とかでやっていただけるのかなと思います。

多文化共生の視点では、防災とか消防とか、それからいろんな産業もそうですし、観光もそうですし、いろんな面で外国からいらっしゃった方々と我々日本人と交流しながら、お互い協力し合う必要があると思いますので、強く要望しておきます。

昨日のサッカー大会は私行きたかったんですが、盛況と聞いて大変うれしく思います。私は地元楽田で大規模な餅つき大会に参加しておりまして行けませんでした。またの機会を楽しみにしております。

件名4です。施政方針から考えるということで、ちょっと件名2の交差点の問題ともちょっとダブるんですが、今、南のほう、楽田中心に、やっぱり大きな事業というと、施政方針を伺っていますと、地域別で見ていると、道路の整備かなというふう感じておりまして、またお伺いいたします。

要旨が4つありますが、一括してお伺いいたします。

①都市計画道路蟬屋長塚線、先ほども言いましたが、説明会が以前開かれまして、そこでいろんな意見が出てきましたが、その中で出てきた大きな課題は何か、それをどうするかということです。要旨1です。

要旨2、市道楽田桃花台線の拡幅工事ですね。これは犬山総合高校の北側の道です。暫定整備ということですが、それからまたさらに新しく来年度、西のほうを拡幅工事していただけるというふうに伺いましたが、その詳細。

それから、3番目、市道犬山公園小牧線ですね。これもずっと前から徐々に整備をしてくださっておりますが、その計画の内容をお伺いいたします。

それから、4件目、これは道路じゃございません。五ヶ村排水区の整備です。幅地区の調整池については、以前、あのユスリカの問題とか、ちょっと課題を解決を提案させていただきましたが、その対策等を伺います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、鈴木議員から4点の質問がありましたので、順番に説明をさせていただきます。

まず、1点目です。

都市計画道路蟬屋長塚線は、犬山市を東西につなぐ幹線道路の機能に加え、名鉄小牧線を立体交差にすることで、緊急車両などの通過時間短縮にもつながり、楽田や羽黒南部地域の方にとっても、事業効果が高く、重要な路線であると認識をしています。

令和7年9月28日、10月1日に開催した事業説明会では、関係する町内会の方65名にご参加をいただきました。

説明会では、交差する道路の通行方法の変化や、日陰、騒音などの住環境に対する影響など、多くのご意見をいただきました。

その後、説明会でいただいたご意見に基づき、部分的な計画の見直しについて、愛知県公安委員会など関係機関との協議を行い、現在は、見直し可能な範囲を整理しているところです。

今後は、令和8年度の早い時期に、関係する町内会長と調整を図りながら、この見直し内容を含め、いただいたご意見に対する説明を行う予定です。

続きまして、2点目です。

市道楽田桃花台線は、現道の道路用地幅を活用し、車の擦れ違いが可能となる幅員5メートルの車道に、両側1メートルの路肩を加えた、幅員7メートルの道路に拡幅整備を行います。

また、この路肩部には歩行者、自転車の安全確保のため、青色のカラー塗装を設置していきます。

令和5年度から工事に着手し、今年度までに県道荒井大草線から荒井池付近までの約450メートル区間を整備をしました。

令和8年度は、荒井池付近から荒井川と交差する打越2号橋まで、約180メートル区間の拡幅工事を実施します。

続きまして、3点目です。

市道犬山公園小牧線ですけれど、令和8年度に行う工事区間につきましては、山の田公園前交差点から北に井堀向交差点までの約400メートルの区間、北行車線を実施する計画です。

また、令和9年度に同区間の南行車線を実施して、令和3年度から実施している鶴池交差点から井堀向交差点までの計画区間を完成とする予定です。

この市道犬山公園小牧線は、工業団地に入る大型車両の増加により舗装の損傷劣化が早い  
ため、交通量調査及び舗装構成調査結果に基づいた、最適な舗装構成による改修を行って

きます。

具体的な舗装構成は、現在厚さ35センチを、特殊な材料を使用して厚さ40センチとし、さらに舗装を支える土の部分50センチの深さまでセメント改良を行い、車両や交通量に適した強固な舗装改修を実施いたします。

最後に4点目です。

夏頃に発生するユスリカは、調整池に流れ込む土砂の堆積や、かんがい期には、常に水がたまっていることなどが原因であると想定されることから、3月末までに堆積した土砂を浚渫をします。

また、浚渫作業と合わせて、住宅地から離れた位置の護岸に、ユスリカをおびき寄せる効果のあるLEDライトを、来年度7月を目途に設置する予定です。

来年度以降も、ユスリカの発生状況を定期的に確認し、適切な維持管理を行っていきます。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 私も都市計画道路蟬屋長塚線については、お地元のほうからちょっと要望はいただいております、説明会はまた新たに年度初めにやったださるということで、情報交換していただいて、最適な方法を見つけてください。

特に私は楽田なんですけど、楽田の北部、長塚とか楽田原とか、山の田越、福住辺りについては、あの道路というのは、緊急車両が進入するのにとっても重要な道路だと思いますんで、早期の開通を願います。

それから、市道楽田桃花台線については、工事の内容は分かりました。引き続きそこも含めて、市道楽田桃花台線という路線で見れば、薬師川の狭窄部分とか、課題がそれで終わったわけではないので、引き続きこちらのほうも合わせて整備していただくよう求めます。

3番目の市道犬山公園小牧線は、簡単に言うと分厚い仕様で、整備を改良して下さっているというふうに聞きました。これもずっと前に私が提案して、やっと思もなく終了するのかなということで期待をしております。

最後の幅の調整池、五ヶ村の調整池ですけれども、夏になってまたユスリカがどういうふうに発生してくるかちょっと分からない、臭いも水のたまり方も、臭いもどういうふうになるかちょっと分からないんで、今、ああしろこうしろということは提案できないんですが、またその季節になったら、課題が出てくるかもしれないんで、そのときは私のほうからまた要望いたしますんで、早急な対応をしていただくよう求めます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 13番 鈴木伸太郎議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

再 開  
午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。14番 沼 靖子議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、清風会、沼 靖子です。本日は議長のお許しをいただきましたので、4件の一般質問をさせていただきます。それでは始めさせていただきます。

件名1です。主権者教育のその先へということタイトルをつけさせていただきました。

まず、要旨1です。市内の中学校における主権者教育の現状と成果についてお伺いしたいと思います。

こちら令和5年から市内4つの中学校で主権者教育の取組が行われていると伺っております。生徒たちが地域や学校の課題を、それを自分たちの事として考えて、予算の使い道を提案して、プレゼンテーションをして、その全校生徒による投票で行うと、そういった事業が進められていると聞いております。まさに民主主義のプロセスを体験するという体験型の取組だなど、私も大変関心を持っております。

子どもたちが自分たちの考えを出し合って、学校をこうしたい。すごくそれって生きた教材だなど感じております。本当にこれは単純に知識と政治というふうに結びつけるものだけではなくて、私たちが社会の一員なんだなど、これは本当に入り口としてとてもいい機会だなど感じております。

そういう中で、私は中学生とお話しする機会が結構あるんですけど、主権者教育どうだったということを聞くと、在校生のことも考えて、こういうことをしたよとか、あと自分たちがこういうことで困っていたから、こういうふうな視点を持ったよとか、自分目線であったり、他人目線であったり、いろんな目線で子どもたちが考えているなということを本当に中学生からお聞きしました。

そこで、まず伺いたいことです。市内の中学校で実施されている主権者教育について、どのような事業が行われていたのか、また、これまでの成果や学校現場からの反響がありましたらお聞かせください。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市内4中学校で実施している主権者教育事業は、令和5年度から実施し、今年度で3年目になります。

地域や学校生活における課題に対して、1学校当たり30万円の予算内で、生徒たち自身が

それらを解決、改善するための事業を複数提案し、プレゼンテーション等で実施した後、全校生徒による投票で実施する事業を決定します。

過去2年間で実施した事業として、災害対応用自動販売機の設置や花火大会の実施、掃除道具の購入などがあり、今年度実施する事業としては、犬山中学校では、イルミネーションで学校を盛り上げよう、城東中学校では、運動場にベンチの設置、南部中学校では、クッションの購入、東部中学校では、全校イベント実施に伴う文具の購入に決定して、取組を進めているところです。

事業成果としては、生徒たちが、自身で政策を立案することで、主体性を育むことができること、税金で事業を実施していることを意識することで、税に対する考え方を深めることができること、事業立案、意見交換、選挙執行、採択された事業の実施とプロセスを経ることで、政治や民主主義を体感し、政治に興味関心を深めてもらうきっかけとなることなどが挙げられます。

学校現場からは、生徒一人一人がよりよい学校生活を考える機会になった、パワーポイントでプレゼン資料を作成する能力が身についた、投票を行うことで生徒自身が選択や判断する機会があり、選挙の本質を学ぶことができたなどの声が上がっています。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。今までの経過が分かりました。

私がこのタイトルをつけたのは、その先へということ、これを事業、イベントというような形で、絶対終わらせてはいけないなと思ったからなんです。これをやっぱり地域だったり、自分の学校外のところにまた目を向けていく、そういった子どもたちを犬山市で育ていけたらなというところから、その先へというふうに件名をつけたんですが、要旨2に移ります。子どもの声を教育環境の改善につなげるためにです。

こちら主権者教育のプレゼンテーションの中で、採択にはもう残念ながら至らなかった声なんですが、こういった声が上がりました。こちら南部中学校の生徒さんのお話ですが、いろいろなアイデアが提案された中で、男の子のトイレで用を足している姿がちょっとお互いに見えちゃう。それに目隠しになるものってつけられないかなという提案があったそうです。

私はこの話を聞いたときに、設備の問題を考えるのではなくて、こちら自分たちの尊厳を守りたいという意識の現れだなと感じました。

犬山市でも、幼少期からプライベートゾーンの大切さであったりとか、園にパーテーションを置いて、水着のお着替えだったり、おむつ替えであったり、そういう大事なところは自分たちで守るんだよという教育の成果かなと思ったんです。なので、その積み重ねの一つだと感じました。

本当にこの南中学校の件はあくまで一例でしか過ぎないんですけど、こういった子どもたちからの声を学校や教育委員会としてはどのように受け止めて、教育の環境の改善などに生かしておられるか、教育委員会の考えをお聞かせください。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

事例としてご紹介いただきました南部中学校につきましては、子どもたちの声、また保護者の思いも学校として受け止めているところであり、教育委員会としても把握しているところです。

加えて、南部中学校の男子トイレの一部は、廊下から用を足している生徒の後ろ姿が見えるという指摘もあり、その点については教育委員会として現地の確認を行い、目隠しになるものを設置する方向で検討しています。

ご承知のように、学校の校舎は、新たに建て替えをしたような場所以外は非常に古く、その建設当時の価値観において造られたものとなっています。

一方で、尊厳や権利など、様々な価値観が多様化しており、施設の造りというものが現代の価値観に合わない部分は、今後も出てくるのが想定されます。

改修の規模によってはすぐに対応できない場面もあるかもしれませんが、教育委員会として、こうした社会の価値観の変化を捉えて、また、児童生徒や保護者の声も聞きながら、適宜対応してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁、そしてトイレの対応にも感謝申し上げます。ありがとうございました。

私も南部中学校を卒業して、トイレの話も設備についても、こんなもんだよなんて思いながら過ごしていた感覚があります。ただ、今の子どもたちは、それとは違ってきて、それをおかしいな、これってもうちょっと何とかならんかなって、声に出して言えたということが、本当に偉いなと思います。

特に問題とされてこなかったことも、今の価値観に合わせて対応いただけるという前向きなご答弁いただけましたので、それを子どもたちがさらに自分の体や尊厳について学ぶ機会を持って、それを発信できるようにしていけたらなと思います。

学校の中のスケジュール表を見ている、人権教育であったり、LGBTQの皆さんのお話を伺ったり、様々な価値観に触れる機会があって、こういう多様性の社会をつくるという言葉では簡単だけど、子どもたちがそれをじかに触れる機会を与えてくださっていることにも重ねて感謝申し上げます。

私はそういった声を出てくること自体が、生きた学びの結果だとさっきから常々申し上げておるんですが、そういう意味でも、子どもたちの声を大人がどう受け止めていくか。今、教育委員会の答弁でもありましたように、大人がそういう設備を整えていく、そういったご答弁がありました。そういった声を受け止めていく側の力がますます大切になってくるのかなと思います。

要旨3です。子どもたちが自分の感じたことや違和感を言葉にできるという事例を今述べさせていただきました。

私、これを子育ての一つの姿だと感じています。子どもの声が届くまちづくりについて、市長に伺いたいと思います。

2月28日に、フロイデで行われた市長と西野さん、子ども条例に携われた方の対談の場に

私もいたのですが、子どもは未完成な存在じゃないよ、大人は管理者じゃなくて伴走者だよという趣旨の話を市長とされていたのが印象に残っています。全ての声そのまま実現するわけではないと思うんですが、大人がその声に耳を傾けようとする、そういったことが大事なんだなと思います。

市長に聞きたいと思います。子どもの声が届くまちづくりについて、どのようにお考えでしょうか、質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 沼議員の質問にお答えをさせていただきます。

子どもの声が届くまちというのは、子どもが、意見を言えるまちです。大人が、子どもの意見に耳を傾けることができるまちです。「こどもの叫び声が聞こえなくなった国は滅びる」という言葉を聞いたことがあります。なるほどと思わされたことを思い出します。犬山は子どもの心の叫び声が聞こえるまちでありたい。犬山は、子どもの意見を聞いてくれる大人がいるから、子どもが意見を言いやすいまちでありたいと思っています。犬山をそういうまちにしたいという考えは、沼議員と同じであります。

そのために、子どもにも大人にも、子どもは大人に意見を言える存在であることを認識してもらわなければなりません。そのための手段の一つが、今、策定中の「子どもの権利条例」です。先日も沼議員もご出席をいただきました。ありがとうございます。その条例づくりでは、子どもの最善の権利を考えていきます。

子どもにとってよいことを、子どもに行っていきます。そのよいことって何かと言うと、その一つが、「意見を表明する権利」です。子どもは、何でも言えるんです。子どもは、どんなことを言ってもいいんです。ですから、条例づくりでは、子どもの声を大切にしていきます。子どもの意見を聞いていきます。意見を聞く場を用意するのは、大人です。大人のおかげが、子どもの迷惑にならないように、大人が子どもの思いや考えを引き出して、子どもも子どものことを決めていく条例にしていきたいんです。

そのために、「子どもの意見を意見聴取サポート講座」を開催しました。13名の方が受講していただきました。その人たちがファシリテーターとなって、条例づくりのための子ども若者ミーティングや、市内4中学校の意見集約の場に参加し、子どもに手を差し伸べてくれています。子どもは、未完成でなく、地域の担い手と受け止めて、大人は管理者じゃなく伴走者として役割を担ってくれています。沼議員がご紹介いただいた言葉です。

そんな様子を見て思います。子どもと大人が本気で話せる関係があって、大人が耳を傾けるほど、子どもの主体性と地域参画が育むんだと感じています。防犯や防災、福祉、教育の底上げになって、いいまちづくりができるんだと思います。

また、子どもと大人の「関係の質」が学びの質や暮らしの質、意思決定の質を押し上げるのだと思わされます。沼議員が言われるとおり、子育てを支えることが、犬山のまちづくり・人づくりになっていくはずであります。

だから、子どもと大人と一緒につくる、子どもの、子どもによる、子どものための条例と

していきます。条例づくりから子どもが、自分の声が聞かれている、自分が大切な存在だと思われているという気づきにつなげていきたいと考えています。

それに、本当はこうした場に関係なく、日常的に、子どもの声と向き合える社会があることが望ましいはずです。条例づくりがゴールではなく、条例策定後こそ、子どもの声が届くまちづくりを進めていきたいと思っています。

ぜひご指導いただき、ご一緒いただければと思います。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 市長ありがとうございます。市長の思い、よく分かりました。条例づくりがゴールではない。そこは先日の2月28日の講演の中でも、条例をつくりながら、何ができてないか、何が足りてないかということを見ていくシナリオをつくっていくんだよということが、私の中ですごく落ちたんですが、ここで再質問をちょっと伺いたいと思います。副市長に伺いたいです。

市長の思い、考え、よく分かりました。私も子どもの声を大切にして、まちづくりにつなげていく、人づくりにつなげていく、その方向性を大いに共感しています。声を上げられない子どもたちもたくさんいます。

ただ、今回の取組を、私もまだ講演に出たり、そういった方たちのファシリテーターの皆さんのお話を聞くということに今とどまっておるんですが、やはり所管が子育て支援課ということであるんですね、子育て支援課。ただ、実際には地域協働課の方だったり、協働プラザの方だったり、様々な部署の方が一生懸命動いておられるように感じました。それ自体とても大事なことだと思います。大切なことだと思います。ただ一方で、一部の部署であったり、一部の職員の皆さんの熱意に支えられる形になってしまうと、せっかくこのような条例を子どもたちを含め、ファシリテーターの皆さんを含め、つくっていくのに、今後の継続性にちょっとだけ不安を感じる場面もあります。

なので、副市長に伺いたいのは、今後の継続だとか、庁内のフォローアップ体制だとか、そういった負担が偏ってしまわない、そういうことを心配しておる中で、単発でこういうことを終わらせずに、無理なく、町内が支え合っていける、育てていく、そういった連携体制やフォローアップ体制がどうやって組み立てていかれるのか、実務を統括する副市長のお考えも伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 今ちょっと想定をしてなかって、結構でございます。

今回、機構改革、令和8年度、来年に向けて福祉を二つ割るといような、健康福祉部を二つに割るといこともございますし、前も鈴木議員に一度ちょっとお尋ねされた多文化共生ですとか多様性も含めて、今、議員おっしゃるように、1課でやるということではございませんので、複数の課が重層的支援でございませんですけど、お互い連携し合いながらやっていくと。組織をつくったからいいということではなくて、常々私、申し上げておるのは、何か組織がキャッチボールできないといかんという話を職員にもしてございますので、今言わ

れたことについては、一朝一夕ではできませんけど、継続がやっぱり大前提だという気持ちでおりますので、また何かあれば、私に言っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 沼議員の再質問に私からも一言を申し添えさせていただきたいと思っています。

子どもの意見を聞く役割のファシリテーターの方は13人受講されて、本当に熱い思いで子どもたちに向き合おうという思いで取り組んでくださっています。その思いを大切にしなければなりません。その中で私たち犬山市との組織として、それぞれがどう連携をして、どううまくやっていくかが、子どもたちの意見を結果としてうまく引き出すことができるのかできないのかにつながっていくんだと思っています。

ですから、そのファシリテーターの方との関係性は非常に重要だと思っていますし、これからも大切にしていきたいと思っています。

ですから、もう一度整理をしていきたいと思っています。関係各課とそのファシリテーターの方が同時に一度集まって、それぞれが、市がどんなことをやろうとしているのか、ファシリテーターの方がどんなことをやりたいのか、それぞれの思いをぶつけ合いながら、できることを受け入れながら、それぞれの子どもの意見を聞くことが一番の目的ですから、そうした体制が取れるように、犬山市としても組織として責任を持って取り組んでいきたいというふうに思っていますので、申し添えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。突然の再質問に、副市長も市長もありがとうございます。

本当に連携だと思っています。ファシリテーターの皆さんの熱量だったり、そして、市内の学校に出向いて行かれている姿であったり、子育て支援課の皆さんの日頃の業務にプラスして、これから取り組んでいかなきゃいけない。条例をつくるぞって決めて、その条例がゴールではないという市長の最初の答弁の中で、心強いご答弁いただいたので、本当にそこを目指してみんなでやっていると、この条例が意味のあるものにさらになっていくんじゃないかなと私も思っております。

本当に力がまだ微力ながらですが、いろんなどこから声を聞いたものを、またこちらに向けて発信していきたいと思っていますので、そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

では、次の件名に参ります。記録的暑さと暑熱対策についてです。

こちらは、令和6年の9月議会で岡議員が取り上げられた暑熱対応のまちづくりについて、私も課題を持っておりました。もうあれから1年半がたとうとしておるんですが、その問題意識から、こちらを私も続けて行おうと思ったものであります。

近年の猛暑は、もはや特別な年の出来事ではなくて日常のものです。11月の新聞報道で、世界の暑さの関連死が平均54万人というのが統計が出されました。今日添付資料を付けてお

りますので、参考までにご覧いただけたらと思います。90年代の約1.6倍に増えていると、本当に熱中症搬送者が、私も総務委員会に携わりながら、増えているよというのを消防のほうから聞いております。

そちら身近なところで申し上げますと、令和7年の4月です。私、携帯で環境省のLINEアカウントを登録しておるんですが、4月23日に熱中症予防の提供が開始されております。一番最初に出たのが5月9日でした。ゴールデンウィークが終わった後、愛知県で暑さ指数28の嚴重警戒の予測が出ていました。もう夏の前の段階から始まっているのだと感じていました。そうした数字は、本当に夏の暑さの記憶が薄れかけたこの10月の終わりに、新聞報道があったり、そういう統計が出るということが多いタイミングになるんですが、だからこそ、この2月議会のタイミングで、まだちょっと肌寒かったりはするんですが、暑さが日常となる前に、犬山市としてどう対応していくのかということを改めて確認したいと思いました。

そこでまず、要旨1です。近年の気候変動適応対策について伺います。

環境基本計画の見直しが令和8年度あるわけですが、本市が気候変動の対応について、とりわけ暑さへの対応はどのような方向で整理していかれるのか、環境課の意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

令和3年3月に策定しました、第2次犬山市環境基本計画は、本市の環境に関連する最上位の計画であり、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としております。

環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境の保全や創出に関する施策を示し、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取組を明示しております。

気候変動適応対策に関しては、基本目標の一つである「安心して快適に暮らせるまち」のうち、個別目標「気候変動適応策の推進」に位置づけ、その中で暑さ対策は「健康被害対策の推進」を施策として、熱中症予防の普及・啓発活動等、個別具体的な事業に取り組んでいるところでございます。

環境基本計画は、今年度、計画期間の中間年となり、施策や具体的な取組の検証を行う中間評価を実施しており、令和8年度は、中間評価によって洗い出した課題や、計画策定以降の環境問題を取り巻く社会情勢の変化、及び国や県の動向を確認し、環境情勢の変化に対応した計画となるよう、見直しを実施する予定でございます。

議員ご指摘のとおり、近年の猛暑は、計画策定時から、変化した環境問題の一つであると捉えておりますので、気候変動適応策の推進については、見直しを検討すべき項目の一つであると考えております。

先に述べましたように、基本目標「安心して快適に暮らせるまち」を実現するため、「気候変動適応策の推進」について、変化する環境情勢の中で、取り組むべき内容を十分に検討し、見直しを図ってまいりたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） では、要旨2です。次に、クーリングシェルターについて伺います。

現行の運用体制については、どのような考え方で運用しているのかお聞きします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

クーリングシェルターは、気候変動適応法に基づき、危険な暑さから避難できる場所として市が指定した施設で、施設ごとに開放できる曜日や時間、受入れできる人数等を取り決め、市のホームページにて公表しております。

現在指定しているクーリングシェルターは、犬山市役所やシンエイライフ犬山ライブラリーなど公共施設で6施設、スギ薬局犬山中央店やキャストヨシヅヤ犬山店など民間施設で10施設となっております。

指定したクーリングシェルターは、環境省から熱中症特別警戒情報が発表された際に、開放することになっておりますが、熱中症特別警戒情報は、過去に例のない危険な暑さを基準としているため、発令条件が厳しく、令和6年4月に導入されたものの、発表されたことがないことから、クーリングシェルターとして開放したことはありません。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） クーリングシェルターの状況は分かりました。特別警戒情報以外ではまだ開設がないということですが、やっぱりもう去年の夏、一昨年夏、これ特別警戒レベルじゃないというぐらいの暑さ、あともう子どもさんと、地面により近いので、もう灼熱のアスファルトの熱気が伝わってくる。今日は本当に外歩くのが危ないと感じる夏が何度も訪れていました。特に不要不急の外出は避けるようにと、よくテレビのテロップでも目にしておったんですが、やはり子どもたちの通学だったり高齢者の通院、買物は、不要不急ではなくて、もう生活の一部となっています。

今、運用については確認いたしました。そのクーリングシェルターを、いざというときだけの施設ではなくて、ふだんから市民が立ち寄れる場所として位置づけていくのはどうかと、今後の重要な論点になるのかなと考えておりました。

そこで、再質問させていただきます。

暑さは日常化しています。市民が特別警戒時に限らず、安心して立ち寄れる場所としての周知であったり、運用の工夫についてできないか、その検討について伺いたいと思います。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、夏の暑さは日常化しており、熱中症特別警戒情報が発表されていない日でも、身の危険を感じる暑い日がございます。そうした中でも、外出をしなければいけない方々、状況もあり、熱中症が心配になっているところがございます。

クーリングシェルターは、熱中症特別警戒情報が発表された場合に開放することとしておりますが、市役所のように、クーリングシェルターとして開放していないときであっても、体を休めるために、どなたでも立ち寄っていただけるような施設は、議員がご提案されるように日常的に休んでいただく場として利用することができます。

こうした施設は、現在指定しているクーリングシェルターの中でも該当するものがあるかと思っておりますので、ふだんから暑さをしのげる場所として利用できるよう、公共施設については、庁内調整を進めるとともに、民間事業者については、働きかけを行ってまいります。

合わせて、施設の場所の案内や気軽に立ち寄れるような案内方法についても検討し、他市町の事例なども参考にしながら、周知にも努めてまいりたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ふだんから立ち寄れる場所ということで周知をしていく、本当にそういう方向性を示していただいたことだけでもいいと思いますし、私、近所にするすみ交流センターがあるんですけど、そちらで5月でしたか、冷蔵庫が設置されていたので、ここに隣に広場にきた子どもや高齢者や大人たちが、例えば万が一のときのためにOS1だとか、スポーツドリンクとか、そういうのも入れたらどうかななんて、その近くの施設をどういうふうに活用するかというものも、住民の声として、交流センターの皆さんと話したなというのを今思い出しました。

なので、できることからやっていくしかないなと思うんですが、一方で、猛暑の中で、保護者の方からいただいた意見ですが、子どもが通学中にちょっと吐き気を催してしまったとか、暑さが心配で車で送迎しているよといった声も聞こえてきました。本当にこういうことって、環境であったり、子どものことであったり、環境基本計画の中だけで完結する話ではないなと思うんです。

本当に今、ご答弁いただいたクーリングシェルターの中だけで完結する話でもない。本当に子どもの通学や高齢者の通院は日常生活そのものなので、その暮らしの場面に暑さのリスクがあるということを本当に全課またがって考えていかないかなと思っています。

そういった地域の工夫もできたら、シェアできるような場が、私も努めていきたいと思えます。そういった小さな取組かもしれませんが、またそこにご尽力いただけたらと思えます。よろしく願いいたします。

では、次に、件名3です。こちら広域連携を視野に入れた地域公共交通についてです。

私たち総務委員会、今回は、2年にわたって、去年と今年にわたって、公共交通について調査研究してまいりました。そこで、いろんな多面的に公共交通を考えるということを今回はしておるんですが、まず要旨1に参ります。市外の商業施設へのニーズについて伺いたいと思えます。

議会が主催している市民との意見交換会であったり、高校生との意見交換会であったり、その中で、行きたい場所に行けない、あと商業施設に出かけたい。高校生だと扶桑のイオンに行きたい、各務原のイオンに行きたい、お店に行きたいというような声がありました。そうした声は、買物や日常の外出を含めた暮らしの中のものが、市内だけでは行けないんじゃないかなと思って、感じております。

伺いたいことは、まず、市として市外の大規模な商業施設や病院などへの移動について、どのようなニーズがあると把握しているのか。私自身、今は車でほとんど動くんですが、40代、50代の市民の方からも、商業施設に公共交通で行けないだろうかという声を伺ってきました。そういう声があります。その方たちが10年、20年たったときに、高齢者になったとき、そういったときにまた公共交通の在り方が変わってくるのではないかと思うんですが、この現時点でどのようなニーズがあるか、市では認識されているのかについてお聞かせください。質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

地域公共交通計画を策定する前の令和3年度に、18歳以上の市民2,000人を無作為で抽出した「市民アンケート調査」の中で、「公共交通を利用して行きたい施設」を聞きました。

ここでは、コミュニティバスに限らず、電車、民間バス、タクシーなど、公共交通全体での設問ですが、回答数が多かった市外の施設は、「名古屋駅」、「イオンモール扶桑」、「ジェイアール名古屋タカシマヤ」、「江南厚生病院」、「中部国際空港セントレア」、「小牧市民病院」、「イオンモール各務原」でした。

名古屋駅やセントレアは、広域的な移動として、鉄道の範疇と考えますが、買物目的のイオンモール扶桑、通院目的の江南厚生病院や小牧市民病院は、市民が日常的に利用する施設と認識しています。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ニーズについて調査があるということが分かりました。本当に聞いていても、市外の日常、市外へ利用者がアクセスの確保を求めているなということが分かりました。

では、要旨2です。近隣の自治体との協議や検討について伺いたいと思います。

先ほども申しましたように、私、今回総務委員会で大変勉強になることが多かったです。1月には、扶桑町のチョイソコという公共交通を視察いたしまして、地域の実情に応じて、買物や通院、そういった日常生活に必要な移動をどう支えていくか、その工夫を学んでまいりました。

その中で感じたのは、公共交通は市の区域だけではないなと。やはりそこに着眼点があったんですが、もちろん市内への商業施設の誘致というものも大切なんですが、それはやっぱり莫大なお金がかかったり、予算がかかったり、簡単なことではないのも重々承知しております。ただ、そこへ移動するための足ということが重要なのではないかと思います。

公共交通の実証実験などもこれから進められていくとお聞きしていますが、今の見直しの先に、その先を見据えた広域的な視点も必要なのではないかと思います。

そこで伺いたいと思います。

本市の地域公共交通について、これまで近隣自治体との間で広域連携を視野に入れた協議など検討など、そういったことがあったのかどうか、お伺いしたいと思います。質問いたし

ます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

当市では、わん丸君バスを交通空白地における市民生活を支える交通手段として位置づけており、市民の生活圏が市内だけで閉じられたものではないことから、近隣市町と調整して、市境にある小牧市の田県神社前駅や、久保一色にあるスーパー、大口町のさくら総合病院へ延伸しています。

また、令和8年12月の再編では、新たに扶桑町のマックスバリュのあるアクロスプラザへの乗り入れも予定しているところです。

しかしながら、現状においては、バスが1日に運行できる時間いっぱいでのダイヤとなっているため、先ほどお答えした「イオンモール」や「病院」までといった長距離を延伸する時間を確保することは困難で、延伸するには減便や停留所の大幅な削減が必要と想定されます。

一方、市町村の枠組みを超え、複数の自治体が連携して交通ネットワークを再編・維持する取組である「公共交通の広域連携」については、そもそも近隣市町同士で交通施策を議論する公の場がないことや、コミュニティバスなどはそれぞれの自治体で完結していること、自治体ごとに交通ニーズや交通施策が異なることから、これまでに近隣市町と協議や検討を行ったことはありません。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 検討や協議は行ったことがないということで、その課題も今答弁でいただきました。

再質問いたします。

仮に近隣自治体と広域連携による地域公共交通を検討していくとなると、どういった調整が必要になるのかを伺いたいと思います。再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

自治体間での広域連携を検討する場合には、幾つかの調整事項があります。

まずは、交通事業者との調整です。例えば、コミュニティバスを近隣自治体と広域で運行するとした場合、電車やタクシーなど、既存の交通事業者の営業を阻害しないような配慮が必要となります。

次に、自治体をまたがる公共交通については、それぞれの自治体の施策、計画、予算、利害、問題意識などの調整が必要となります。

また、場合によっては、市町村の地域公共交通会議だけではなく、県の公共交通会議においても協議を重ねる必要があります。

さらに、県の公共交通会議で協議を始める前に、広域連携する各市町村の地域公共交通計画にて、ネットワークの位置づけを定める必要もあります。

以上のことから、協議・調整から実現までには時間を要することになりますが、まずは犬山市の公共交通の方向性をしっかりと定め、その上で、近隣市町との連携を模索していくことになると思っています。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。今のご答弁で、広域連携には調整であったり、時間であったり、必要であることは理解いたしました。だからこそその質問だったのかなと私は今日思います。今のうちから、こういったことが起こる、こういったことが起こる、こういう人口の推移になるということも視野に入れて、先を見て先を見て、いろんな視点を持って公共交通を考えていかなきゃいけないというのが、私の1年で総務委員会で学んだことの一つです。

今、幾つか答弁いただいた中で、市民の生活圏が市外にもあるということ、そして現行の延伸型の発想にはいつか限界が来るのではないかなということも申し上げておきたいなと思います。となると、今必要なのは、枠組みを何とかするというのではなくて、次の段階で広域化を視野に入れるということかなと。本当に市内にないから、市内にないものを嘆くということではなくて、必要な場所へ行ける移動環境というところにも視点を置いていけたらなど、これからの公共交通も私も一緒になって調査研究していきたいと思いました。

では、次、最後の件名です。質問です。施政方針についてです。

都市計画道路蟬屋長塚線について、先ほど鈴木議員の質問のときにも詳しくいただいたんですが、私、去年の9月定例議会でも、本路線について質問させていただきました。

その後、住民説明会にも参加させていただき、道路整備によっては、こういった住民の声がたくさん出る一方で、いろんな騒音だったり、交通量の増加だったり、いろんな懸念事項があるのだなということも多く聞かれました。

この今回の施政方針では、令和8年度から詳細設計の実施と合わせて、道路用地の取得に着手するというのを伺いましたが、こちらも丁寧に進めていくと考えます。

令和8年度からの道路用地の取得に着手するということですが、進め方で事業をどういった展開を進めていくのか、お聞かせいただきたいと思っています。質問します。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

都市計画道路蟬屋長塚線の整備に必要な事業用地の地権者の方々には、令和7年度に説明会等で、事業の説明と用地取得へのご協力をお願いしたところです。

合わせて、事業に必要な用地を確定するための用地測量と事業によって影響を受ける物件の調査を現在進めているところです。

これらの調査が完了し次第、各地権者との用地取得のための交渉を行い、順次用地の取得を行ってまいります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。地元の課題なので、私も本当に地元の皆さんの住民の声、地元の先ほどの交通の便、そういうところも一緒に向き合っていきたいと思います。

冬ですね、10月、11月と、ちょっと羽黒の近辺で火災がたくさん起きました。そのときにも、入ってくるまでに時間がかかっていて、到達するまでにも時間がかかっていて、あと消防車両が出ていくにも時間かかる。やっぱりこれ緊急車両に乗って出向いてくれる方たちにとっては、急がなきゃいけない。待っている側もやっぱり待ちわびているという状況を目にしました。本当にこれは大事な幹線道路だと思いますので、地域の理解と信頼を積み重ねながら、私も後押ししていきたいと思っております。

2点目の質問要旨です。町内会コミュニティ支援についてです。

今、総会のシーズンではございます。町内会の総会であったり、地域の場に伺う中で、地域の難しさ、地域の担い手をつくっていくことの難しさということを感じています。もちろん高齢化だけではなくて、それだけではないと感じています。

向こう三軒両隣という言葉って最近通じないよねという言葉も、私が出ている協議会などでも話しております。知らなくてもやっていけちゃう、知らなくても暮らせていけちゃう、そういった状況があります。

ただ、やはりつながっていかないと、防災であったり、その地域の見守り活動であったり、そんないざというときのためにつながっておくということは大切なことだろうと、そんな声も聞いています。

若い人の声も聞いてきました。地域に関わる気持ちがないということよりも、仕事や子育てで毎日が手いっぱいなんだよねと。地域に出たくてもどうやって出ていっていいかわからないといった現実もありました。

本当にコミュニティは、先ほどから申し上げておりますように、見守りであったり、防災であったり、子どもの安全であったり、暮らしを支える大切な基盤だだと思います。だからこそ、私、施政方針の中で、去年は施政方針として上がってなかったんですけど、町内会コミュニティの支援というところについて、強く共感いたしました。

市としてこの状況をどうやって認識し、施政方針にあるニーズに寄り添った支援を具体的に進めていかれるのか、お伺いいたします。質問です。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、近年、町内会、コミュニティ推進協議会においては、少子・高齢化による担い手不足や役員の負担増といった深刻な課題に直面しており、市に対しても切実な相談が多く寄せられていると認識しております。

本市では、令和4年10月に「市民活動支援条例」を「公益的活動の支援及び市民参加に関する条例」へ改正し、協働プラザの支援対象を市民活動に加え、町内会やコミュニティなど

地域活動へ拡充し、公益的活動の促進を図ってきました。

これまでの協働プラザの運営においては、まず「顔の見える関係づくり」に注力し、「町内会のみらいミーティング」への参加やコミュニティナース育成を通じた課題共有など、現状把握と信頼関係の構築に努めてきました。

その結果、現在では町会長等からの相談件数も増加傾向にあり、中間支援組織としての認知は着実に浸透しつつあると考えています。

令和8年度は、開設7年目を迎え、これまでの「関係づくり」を土台とし、より踏み込んだ「課題解決」に向けた支援を展開してまいります。

具体的には、町内会支援として、町会長同士が情報交換や課題を共有できる「横のつながりの場」を創出するとともに、役員の負担軽減を目的とした町内会運営に役立つデジタルツールの活用相談会等の開催を予定しています。

また、コミュニティ支援についても、事業計画の立案や事業の周知、地域の連携についてなど、それぞれのコミュニティが持つ課題に合わせた支援を行ってまいります。

今後も、協働プラザが蓄積してきた経験やつながりを最大限に活用し、持続可能な地域活動の中間支援組織として、地域の皆さんに寄り添った支援を行ってまいります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございました。これも先週出た講演会、地域福祉講演会になるんですが、「小さな支援～地域でできること～」というテーマで、精神科の先生であったり協議体の統括する方だったり、あと市長だったり、皆さんのパネルディスカッションを私、近くで聞いておりました。

本当に朝の丸山議員の質問にもあったんですけど、まずは挨拶からじゃないということ、どの方も皆さんおっしゃってました。本当にちょっとした声かけだなんて。だから、出てこれないってお母さんも、子どもの見守りで立っていてくれるんですね。だから、そういうのからが地域へ入っていくきっかけなんじゃないって、よくお話しするんですけど、それで入る入らないというそういう物理的なものではなくて、まずどういうふうにしたら関わられるかということ、私も若い人の気持ちもすごく分かります。入りたい、入ってほしいという高齢者の方の気持ちもすごく分かります。その中間地点に立っている身として、どういったら接続がうまくいくかというものを考えていきたいと思いました。

今の答弁を聞いて、私もコミュニティの在り方、町内会の在り方を模索していきたいと思えます。

では、これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 14番 沼 靖子議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時まで休憩いたします。

午後1時52分 休憩

再 開

午後 2 時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

2 番 ビアヅキ恵子議員。

◎2 番（ビアヅキ恵子君） 2 番、ビアヅキ恵子です。よろしく申し上げます。

1 件目、後援名義使用許可についてです。

犬山にはたくさんのボランティアグループがいろいろな活動の中で、市内や市外、海外に向けて、イベントを企画し、活躍されています。そのときに後援名義の申請をされています。うちのボランティアグループとしても、毎回、犬山市・犬山市教育委員会・犬山国際交流協会から申請許可をいただいています。後援名義があるということは、そのイベントへの信頼につながることは間違いありません。今回は、犬山市の出す後援名義使用許可についてのみお聞きします。

要旨①犬山市への後援名義使用許可申請数と許可率について。

令和 6 年度において、市に申請された後援名義申請数と許可率を示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市では、市政の推進及び市民福祉の向上に寄与することを目的とした事業で、主催者及び事業の承認基準を全て満たすと認められる場合には、犬山市後援名義の使用を承認しています。

令和 6 年度における後援名義使用承認申請数についてですが、総申請数は99件あり、そのうち後援名義の使用承認を行った申請数は99件であることから、承認率は100%になります。

◎議長（大沢秀教君） ビアヅキ議員。

◎2 番（ビアヅキ恵子君） 要旨②市が後援名義使用許可をすることの意義と許可条件についてです。

市民が行う活動は、ボランティアで行う活動であったり、市のPRにつながることから、市が後援名義の使用許可をすることの意義があると思っています。

市の考える後援名義の意義は何でしょうか。また、許可を得るには当然条件はありますが、その条件は何か、説明してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

後援名義は、犬山市の宣伝効果が期待できるということのほかにも、教育、芸術、文化、スポーツ、観光、産業の振興や市民の福祉の増進などに寄与するとして、市が事業の趣旨に賛同し、実施を推奨することが、市が使用を承認する意義だと考えています。

承認に当たって、市では「犬山市後援名義使用承認等取扱要綱」を制定し、この要綱に承認をする際の基準を規定しています。

基準について具体的に申し上げますと、犬山市後援名義使用承認等取扱要綱第3条第1項において、愛知県の後援名義の承認を受けている場合を除き、（1）目的及び内容が、教育、芸術、文化、スポーツ、観光若しくは産業の振興又は市民の福祉の増進に寄与すると認められるもの、（2）広く市民が参加できるもの、（3）市内で実施するもの又は犬山市の宣伝効果が期待できるもの、（4）主催者に事業遂行能力及び責任能力があると判断されるもの、（5）開催場所について、安全、公衆衛生及び災害防止に関し必要な設備の設置及び措置が講じられているもののいずれにも該当する事業について承認すると規定しています。

また、同条第2項において、「営利を目的とするもの」や「特定の団体の宣伝又は売名を主たる目的とするもの」など承認できない事業の基準を規定しており、これらについて該当の有無を申請内容に基づき、チェックリストで確認した上で、承認、不承認の決定を行っています。

◎議長（大沢秀教君） ビアツキ議員。

◎2番（ビアツキ恵子君） ありがとうございます。

要旨3、後援名義使用許可における許可条件との適合確認について、どのように行っているかお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

後援名義の使用承認には、所定の書類をもって申請していただく必要があります。申請は、市ホームページにも掲載しているとおり、「犬山市後援名義使用承認等申請の流れ（フロー図）」に従って、事業を所管する課に書類を提出していただく必要があります。

事業を所管する課がない場合については、企画広報課に相談していただき、申請を受け付ける課を決定することになりますが、さきの答弁でお答えした基準にもあるように、承認に当たっては、「目的及び内容が、教育、芸術、文化、スポーツ、観光もしくは産業の振興または市民の福祉の増進に寄与すると認められる」ことが条件になります。

したがって、事業内容や目的について最も相関性が強いと認められる課で書類の受付を行うことが前提となります。

書類の受付後は、先の答弁のとおり、チェックリストを用いて審査を行い、承認等の可否について決定しています。

◎議長（大沢秀教君） ビアツキ議員。

◎2番（ビアツキ恵子君） 再質問します。

今回この質問しなければいけなかった理由は、一部の団体が申請する以前に、窓口で断られたことがあることが分かったからです。それと、この質問をしなければいけないというのがまず問題だと思っています。

ある団体は、今まで同様の活動をしていて、それから申請もちゃんと受けていました。ですが窓口に行っても言われたのは、今はそういう活動に対しては出さないということと言われました。ほかの団体も、私が聞いた限りではすばらしい活動だと思いましたが、断られ

た理由は、ちょっと問題があるんじゃないのと思いました。それで今回この質問したわけですが、私自身も何度もこの後援名義使用の申請の許可をいただいているので、今日いただいた説明はよく分かっていますし、ステップもよく理解しています。申請書を担当課が受け取って審査され、その上で不承認というのは理解できます。事業内容により受付する担当課は異なります。

とにかく問題なのは、担当課によってその扱いがばらつきがあるというのはおかしいです。犬山市内とか市外、海外に向けて活躍されている団体ががっかりするような対応はどうかと思います。いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

後援名義の使用承認について、承認希望日の1か月前までに申請者から提出される申請書類を、申請事業の担当課または最も関連性の強いと認められる課で受付を行い、申請内容を市で統一のチェックリストに基づき審査し、承認または不承認を決定するという手続の流れは、先ほどまでの答弁のとおりです。

したがって、いずれの課、いずれの事業であっても、後援名義使用承認の申請書類の提出があれば、書類に不備がある場合を除き、受付を拒む理由はありません。

また、口頭で、承認の基準などを説明する場合がありますが、書類での審査を行うことなく、後援名義使用の承認及び不承認の決定を行うこともできません。

つきましては、この機会に、改めて、幹部連絡会などを通じて、後援名義の使用承認に対する手続について全庁的な周知を図ってまいります。

◎議長（大沢秀教君） ビアヰ議員。

◎2番（ビアヰ恵子君） ありがとうございます。とにかく犬山市内にはたくさんの活躍されているボランティアグループがあります。そういう方たちがやっぱりがっかりするとか、そういうことのないように、逆に応援していただけるようお願いしたいと思っています。

次に、件名、さら・さくらの湯についてです。

実はこの質問をしようと思ったのは、今年度でさら・さくらの湯が存続するかしないのかが決まるためでした。そして、存続するために市民の方たちが、雪が降る中も署名活動されたりとか、利用者を増やすために一生懸命活動されていたので、そういう気持ちもあって、今回、一般質問しなければと思って決めていました。

ですが、施政方針の中でも、多分市民の熱い気持ちが伝わったのかと思って、存続が決まったのではと思っていますし、市の判断にも感謝しています。

もともと私は、この存続するかどうか、またその経緯を聞くつもりで準備していたんですが、存続が決まったのと、この後、これからのことについては、数人の議員の方々が質問を予定されていますので、議長のお許しがいただければ、この質問を取り下げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 許可いたします。

◎2番（ビアンキ恵子君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 2番 ビアンキ恵子議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日10日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

\*\*\*\*\*

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時12分 散会